

令和7年小野町議会定例会2月会議

議事日程（第2号）

令和7年2月14日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	橋本善雄君	2番	國分順一君
3番	羽生洋市君	4番	會田百合子君
5番	緑川久子君	6番	先崎勝馬君
7番	竹川里志君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	11番	中野孝一君
12番	田村弘文君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	村上昭一君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	佐藤金哉君
町民生活課長	矢吹昌之君	健康福祉課長	赤坂泰秀君
子育て支援課長	先崎秀一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木稔君
地域整備課長	矢吹浩司君	教育課長	吉田隆君
会計管理者 兼出納室長	味原廣一君	代表監査委員	佐久間金治君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	郡司功次	長	郡司治子
書記	鈴木健之	書記	新田晟也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和7年小野町議会定例会2月会議、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、農業委員会会長より、所用により欠席する旨の届出がなされております。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（田村弘文君） 日程第1、一般質問を行います。

議長の手元に届いている一般質問通告者は5名であり、通告順に5名の議員が登壇し、一般質問を行います。

本日の一般質問は、小野町議会運営基準並びに議会会議規則及び小野町議会基本条例に基づいて行います。

次に、質疑応答は一問一答式で行い、質疑回数は3回までといたします。

質問者は事前通告内容に従い、簡潔明瞭に質問し、執行部におかれましては、丁寧かつ前向きな答弁を期待いたします。

◇ 羽 生 洋 市 君

○議長（田村弘文君） 初めに、3番、羽生洋市議員の発言を許します。

3番、羽生洋市議員。

〔3番 羽生洋市君登壇〕

○3番（羽生洋市君） おはようございます。

ただいま議長から許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

昨年も一般質問させていただきましたが、線状降水帯とか地球温暖化に伴う災害の増加から、高齢者、外国人等の弱者を保護する必要性を感じ、一般質問をさせていただいております。今回についても、弱者の保護について一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、避難行動要支援者名簿の作成について。

東日本大震災の教訓として、障害者、高齢者等の方々について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で

対応が不十分であったことを受けて、こうした方々に係る名簿の整備、活用を促進することが必要とされたことから、平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務づけられております。

小野町の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 3番、羽生洋市議員のご質問にお答えをいたします。

避難行動要支援者名簿につきましては、要介護認定を受けている高齢者や障害のある方など、避難の際に支援が必要な方に対して、本人の同意に基づき作成しております。毎月情報を更新し、1月末の登録者数は532名となっております。

また、平成28年には、警察・消防のほか、協力者となる行政区長さんや民生委員さん、消防団及び社会福祉協議会と小野町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定を締結しております。この協定に基づき、年に1回名簿の更新を行っております。

災害が発生した際は、町からの避難情報が届かないケースも考えられ、地域にお住まいの身近な方による情報伝達や安否確認、避難所への移動など、避難に関する支援が大切になりますので、引き続き避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら、支援体制を図ってまいります。

○議長（田村弘文君） 羽生洋市議員。

〔3番 羽生洋市君登壇〕

○3番（羽生洋市君） それでは、再質問させていただきます。

共有化の関係なんですけど、1年というのはこの名簿の性格上、ちょっと長いのかなというふうに感じられた次第なんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

総務省が令和6年4月時点でまとめた調査によりますと、避難行動要支援者名簿の更新頻度を年1回としている市町村は6割以上となっております。また、行政区長さんや民生委員さんの中には、お渡しした名簿に家族情報などの必要な情報を記入して利用される方もいらっしゃいます。

一方で、議員ご発言のとおり、更新頻度を増やして最新の名簿をご利用いただくことは重要であると考えておりますので、協定を締結した関係者の皆様との調整を含め、更新頻度の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 羽生洋市議員。

〔3番 羽生洋市君登壇〕

○3番（羽生洋市君） 分かりました。

いざというときに必要なものですので、今後とも継続作成、そして実効性のある運用をぜひお願いしたいなと思います。

続きまして、個別避難計画について質問させていただきます。

令和元年台風19号の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえて、

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画書の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、個別避難計画書を作成することが努力義務とされていますが、町の現状を伺いたいと思います。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

災害弱者と呼ばれる高齢者や障害のある方に対して、どういうタイミングで、どこへ、誰と、どうやって避難するかをあらかじめ定めておく個別避難計画につきましては、全国的にも作成が進まないことが課題となっております。

本町においては、個別避難計画を策定するに当たり、まずは難病を抱える医療の必要性が高い方の個別避難計画をモデル的に作成したところではありますが、本人を訪ねて説明をし、同意を得た上での作成、また、関係者間の情報共有にも同意が必要となるなど、想定以上の時間を要しました。

個別避難計画の作成に当たっては、行政だけで対応することは難しく、医療や介護に詳しい方の協力が必要であるとともに、実現可能な個別避難計画を策定するには様々な協力者の理解が不可欠ではありますが、協力者個人が避難の責任を負うのではなく、地域ぐるみで支援を行うための仕組みづくりが重要になってくるものと考えております。

その点を踏まえながら、まずは独り暮らしの要介護者など優先度の高い方から個別避難計画の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 羽生洋市議員。

〔3番 羽生洋市君登壇〕

○3番（羽生洋市君） 分かりました。

高齢者、障害者、外国人等、災害時に避難支援と実効性のあることが目的でございますので、高齢者、障害者等のご家族に心を寄せる取組とございますか、そういったことをぜひお願いをしたいと思います。

次に、高齢者の強盗、災害に備えた緊急時通報システムについて質問をいたします。

緊急時通報システムというのは私がつけた内容ですので、これはどこにも載っているものじゃありませんので、よろしく願いいたします。

人口減少により徐々に独り暮らしの世帯が増加しております。そういう中で、高齢者を狙った強盗のニュースも聞かれ、とっさのときに電話をかけて助けを求めるといのは、なかなか厳しいのではないかという思いがありまして、そういったときに緊急時の通報ができるようなシステムについて、ないかなという考えで、小野町の考えを伺いたいと思ひまして質問したいと。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

全国的に高齢者を狙った凶悪犯罪が後を絶たない状況に大変憂慮しております。高齢者を対象にした見守り事業につきましては、病気やけがなどの緊急時に、あらかじめ登録している協力員に連絡するための通報システムを設置しているほか、郵便局などと包括連携協定を締結しており、異変に気づいた場合には町への情報提供をお願いしております。

議員ご提案の強盗などの非常事態を知らせる機器の設置につきましては、連絡を受けた方が通報者宅に向かってしまうことで、犯罪に巻き込まれるというケースも想定されるため、慎重に検討する必要があると考えております。

高齢者に対する防犯対策につきましては、犯罪に巻き込まれないよう、日頃からの心がけが重要だと考えております。昔からの習慣で、在宅時も外出時も鍵をかけないという方もいらっしゃると思われま。近隣同士が密接に関わり合い、他人の家を行き来しながら地域の防犯を担ってきた時代とは変わっていることから、ふだんの生活から鍵をかけることや建物周辺の整理整頓、自宅に必要以上の現金を置かないなど、高齢者一人一人が防犯への意識を高く持つことが必要であると考えますので、地域ぐるみで声をかけ合うなど、防犯意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

先ほどの高齢者の避難もそうでありますし、今回の質問の防犯対策もそうでありますけれども、前々からお話をしているように、やはり地域づくり協議会などを設置して、その中でみんなで協力し合って、避難を誘導したり、あと防犯対策をしたり、そういったことを今後はしっかりと協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（田村弘文君） 羽生洋市議員。

〔3番 羽生洋市君登壇〕

○3番（羽生洋市君） 安全安心なまちづくり、それから高齢者、特に高齢化社会になっておりますので、弱者救済の観点からも、今後とも継続的な検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、日本語教室への参加拡大の取組について質問いたします。

昨年も外国人労働者関係については一般質問をさせていただいております。2024年10月末の時点の国内の外国人労働者数というのが230万人、昨年質問したときは205万人でしたので、約25万人増えております。かなりの人数かなと思います。

こういった状況というのは、小野町でも労働力不足が国内と同様の傾向が認められますし、今後とも外国人労働者と地域の方の調和というのがすごく大切になるのかなと思います。

そういった意味で、外国人労働者に対する小野町の日本語教室は、地域との交流、地域との調和を目的とした取組となっており、多くの皆さんが活用していただくことで、地域住民との調和の拡大につながるものことから、小野町が一丸となって日本語教室の活用を事業所に働きかける等して、取組が必要かなと考えております。町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

現在、当町における在住外国人の数は、1月末現在で200人、人口に対する割合は2%を超えており、その多くは町内外の企業等で働く技能実習生であります。

こうした中、当町で生活する外国人の方々と地域の皆様が互いの生活習慣や文化の違いを尊重し、共に生活していくためには、多文化共生を推進する取組が重要であると考えております。

その取組の一つとして、町では地域日本語教室を開設し、その内容を充実するため、国の支援事業を活用しているところであります。現在、全国で16の団体が支援事業の指定を受けておりますが、当町は昨年度から県

内で唯一採択された団体となっております。

地域日本語教室では、外国人の方々が地域の皆様との対話などを通して、日本や小野町の文化、習慣などに触れながら、生活する上で必要な日本語を学んでおります。様々な国からお越しの方が日本語を共通語として学ぶことで、災害時や緊急時の際にも対応できるよう、引き続き事業の充実に取り組んでまいります。

また、地域日本語教室の実施に際しましては、技能実習生が就労する企業等へ直接お伺いし、参加について協力をお願いしてきたところであります。今後は、これまで以上に積極的に各企業や関係各所等に働きかけ、連携を深めながら参加者の拡充にも取り組んでまいります。

小野町にお住まいの全ての皆様が、国籍にかかわらず同じ地域の一員として共に暮らし、心豊かな生活ができるよう、多文化共生社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

なかなか企業さんとの連携がまだできていないところがありまして、企業さんにもどんどん働きかけをして、いろんなイベントとか、または日本語教室とか来ていただくように、今後、努力していきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田村弘文君） 羽生洋市議員。

〔3番 羽生洋市君登壇〕

○3番（羽生洋市君） 私も昨年、日本語教室のほうに参加させていただきました。料理とか、それから書き初めとか、そういったものに参加させていただいたんですが、外国人労働者については、小野町の労働人口不足の中では、なくてはならない状況にありますので、小野町で楽しく過ごしていただいて、小野町が好きになっていただけるためにも、そういったことで町ができていくのかなと思っておりますので、小野町が一丸となって参加拡大をぜひお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

町政70周年の取組についてお伺いをします。

今年2月は小野新町、飯豊村、夏井村が合併して町制70周年となります。どのような取組を考えているか伺いたいと思っております。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

議員ご発言のとおり、小野町は昭和30年2月、当時の小野新町、飯豊村、夏井村の1町2村が合併し、本年2月1日に町制施行70周年を迎えました。令和7年度におきましては、小野町70周年として様々な記念事業を予定しており、主要事業であります記念式典を11月23日に開催し、小野町を町内外の方々に発信していく考えであります。式典当日には、名誉町民であります小泉武夫先生の記念講演会やフォトコンテスト表彰式なども行うこととしております。

また、町制70周年を振り返る記念誌を作成するほか、記念事業といたしまして、ふくしまプレデスティネーションキャンペーンと連携して開催する仮称夏井千本桜まつりをはじめ、名誉町民であります作詞家、丘灯至夫先生のマンガ原画展や記念ソング制作、JR小野新町駅110周年記念事業、健康講演会、植樹祭、自衛隊音楽会などの開催に加え、冠事業として健康まつりやウオーキング・健康づくり普及事業の実施を予定しております。

更に、地域づくり応援事業を拡充し、地域団体が独自で取り組む記念事業を支援してまいります。

小野町が誕生して70周年の節目を契機とし、これまでの小野町の歩みを振り返るとともに、次の世代に継承していくため、町民の皆様とともに町総合計画に掲げる将来像の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

○議長（田村弘文君） 羽生洋市議員。

〔3番 羽生洋市君登壇〕

○3番（羽生洋市君） 今お話しいただきました。ありがとうございます。

ぜひ町民が70周年を考え、次の記念すべき日に向かって、小野町で暮らしてみたいと言われるようなまちづくり、そして小野町の今後、向上、発展させていくための節目の1年となるように、ぜひお願いしたいなと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、3番、羽生洋市議員の一般質問を終わります。

◇ 緑川久子君

○議長（田村弘文君） 次に、5番、緑川久子議員の発言を許します。

5番、緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） それでは、ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問いたします。

町立日本語学校の開校についての検討課題と問題点について、それに関連した質問を9点質問します。

なお、この町立日本語学校の質問は今回で4度目になりますが、これまでの質問に対して、町長は開校に向けての調査研究を進める方針のようですが、この町立日本語学校の開校をめぐることは、町にとっても重要な問題であり、あらゆる角度からの検証が必要であると考え、今回も質問することにしました。

なお、質問の流れ上、前に行った質問と重複する場面もあろうかと思いますが、ご了承ください。

それでは、質問に移ります。

日本語学校を開校するには、施設の整備、教職員の確保、資金、教育課程のカリキュラムなど、ほかにも様々な国の設置基準があります。その一つである校地・校舎の施設と設備について質問します。

設置基準では、日本語学校設立について、学校の開設場所として、教育の目的を実現するために校地・校舎など必要な施設は原則的に設置者の所有であることや、教室や教員室、保健室、図書室、事務室などを備えていることが条件としてあります。

なお、この設置場所については、前にも同様の質問をしており、その際町長は、まだ白紙の状態であるが、統合後の小野高校も選択肢の一つとして調査研究を進めるということでしたが、学校と、それに付随して寮の整備も必要になることを踏まえ、ある程度の規模や財源を要することから、改めて町長に開設場所として統合後の小野高校を考えているのかお聞きします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 5番、緑川議員のご質問にお答えいたします。

日本語学校開設に係る場所についてのご質問ですが、令和6年度小野町議会定例会9月会議で答弁いたしましたとおり、統廃合後の小野高校校舎は現在も選択肢の一つとして考えておりますが、整理しなければならない様々な課題が数多くあり、現在も調査研究中でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） 調査研究中ということですが、小野高校は、その面積と町の中心部に位置していることから、その利活用に関しては地域の活性化を考える上で重要な拠点として位置づけられます。また、学校などの施設としての利用ということになれば、当然のことながら改修費や維持管理費などで財政的にも将来的に負担になることも懸念されますので、今後検討する上で、町にとっての重要課題として、町民の皆様の意見を聞く機会を設けるべきと考えます。

それでは、続きまして、国の設置基準である資金・資産状況について質問します。

国の設置基準では、日本語学校を運営するために必要な経済的基礎を有することが資金的要件としてあります。町長は、昨年9月の一般質問の答弁で、財源をはじめとした支援について、施設整備面において県に対して連携協力を要望するということでしたが、日本語学校は、国の設置基準では私塾として分類されるため、国や県の補助はなく、公的な財政面での支援は期待できない状況にあります。

開校までに校地・校舎などの施設の整備や運転資金など多額の資金が必要になることから、町は県の統廃合後の小野高校の利活用についての補助金、最大3億円を日本語学校のための資金として充てることを考えているのかお聞きします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

資金についてのご質問ですが、こちらも令和6年小野町議会定例会6月会議における答弁の繰り返しになりますが、北海道東川町など先進自治体の財源確保の状況を参考にしながら、費用の積算や根拠となる資料の収集を行い、調査研究を進めているところであります。

議員ご発言の統廃合後の小野高校の利活用に係る補助金につきましては、現在庁内の検討会議において跡地利活用の検討を進めているところであり、その中で補助金の活用につきましても検討していきたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） これも検討中ということですが、補助金3億円の使い道については、施設設備同様、町としての議論が必要になってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、国の設置基準である教職員の確保について伺います。

国の設置基準では、教職員の体制として、校長はじめ主任教師、専任教師、事務職員、非常勤講師など、学校を運営する人材の確保が認定の条件になります。ここ数年、日本で学びたい留学生が増えており、それに伴

う日本語学校の増加による深刻な教員不足や、また、日本語教師は生活面を考慮し東京などの都市部に集中している状況などを考えますと、小野町では学校の規模や生徒数に応じた資格を有した一定数の教職員の確保は難しいと思われませんが、町の考えをお聞きます。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

日本語学校の教職員につきましては、令和6年4月から施行された日本語教育機関認定法により、登録日本語教員という国家資格の取得が必要になりました。議員ご発言のように、日本語を学びたいという留学生は増えている状況であり、その中で制度の見直しが行われたところでもあります。この資格取得者の状況の調査を踏まえ、東川町など先進自治体を参考に、教職員確保や待遇面などの条件についても調査研究をしております。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

[5番 緑川久子君登壇]

○5番（緑川久子君） 教職員の確保も問題ですが、そのほかにも、規模や生徒数にもよりますが、ある程度の教職員の数が必要となってくることから、その方たちの給料などの待遇面に関する課題もありますので、含めて検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、町立日本語学校の運営体制について質問します。

今、フジテレビをめぐって、企業の運営についてコンプライアンスやガバナンスが問題になっていますが、その運営体制ですが、この町立による日本語学校は町が独自で運営できないことは明らかであり、委託による外部事業者の関与が考えられるところですが、運営については、主なものとして公設民営型と第三セクター方式があります。公設民営型は、市町村などの地方公共団体が施設を設置し、その運営を民間事業者へ委託することです。運営に当たっては、自治体が補助金や交付金などの支援を継続的に続けることが前提になっています。また、第三セクターは市町村などの地方公共団体と民間企業との共同出資の事業体です。第三セクターは、赤字による資金繰りなどで経営が悪化した場合は、出資先である地方公共団体に多数の財政負担が生じるおそれがあり、自治体に財政的に影響を及ぼすことが懸念されています。分かりやすく言えば、赤字になれば町が負担し、最悪の場合は債務についても町がその責任を負わなければならないということです。

町としては、公設民営型か第三セクター、どちらの運営体制を選択するのか、それとも、別な運営方法を考えているのか、いずれにしても、町立ということは町の経営上の責任は重いわけですが、町の考えをお聞きます。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

民間事業者への委託を前提とした学校運営に関する質問ですが、先進事例である北海道東川町や、現在計画を進めている宮城県大崎市はいずれも公設公営での運営となっております。議員ご発言の公設民営型または第三セクターなどの運営体制としては、様々な方法が考えられます。令和6年小野町議会定例会9月会議での答弁の繰り返しになりますが、民間事業者への委託については、必要に応じて町で行うもの、委託するものなどのすみ分けについて、引き続き調査研究を進めてまいります。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） 今、度々町長は宮城県の大崎市を参考にしたいということをおっしゃっているんですけども、この大崎市は宮城県の村井知事が選挙公約のときに募集をかけまして、大崎市はそれに対して、宮城県と覚書を締結して、宮城県がやはり財源含めて、運営含めて、支援体制を行っていくということを前提にして始まる学校なので、はっきり言って県がバックアップ体制を取っているということなんですよね。小野町の場合は、まだそういう体制は取られていない。そういう中で、この宮城県の大崎市が果たして参考になるのかということが1つの疑問ですので、その辺もしっかりと考えていただきたいと思います。

それと、まず検討中ということですが、この運営については、地方自治体の赤字補填に依存した無責任体質でのガバナンスの欠如や身の丈に合わない事業計画などにより、官民共同出資の第三セクターが全国で相次いで破綻していることなどもあり、公設民営型にしる、第三セクター方式にしる、町立ということで最終的には町民が責任を負わなければならないことを踏まえれば、大変重要な問題として調査研究の対象としていくべきと考えます。よろしくお聞きしたいと思います。

それでは、続きまして、小野町が日本語学校に適した環境、立地条件なのか質問します。

留学生は日本文化への興味や日本での就職や進学を目的に、技能や知識を、または国際的な考え方を身につけるために日本に留学します。また、一方で留学生は働きながら学ぶケースが多く、申請すれば資格外活動として週28時間以内の労働が認められているため、日本語学校は商業施設や公共施設、働く場所といった留学生が生活する上での環境が整っている都市部、またはその周辺に集中しています。地方の小さな町にすぎない小野町は、留学生の求めている環境とは隔たりがあるように思われるのですが、町の考えをお聞きます。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたが、実際に留学生が多数在住している東川町に確認したところ、議員ご発言のとおり留学生の大多数がアルバイトをしながら学んでいる状況であります。その内容としては、町内のコンビニエンスストアやスーパー、ホームセンターなどのほか、休日は町外でもアルバイトを行っているとのことであります。これらを踏まえ、留学生が求める環境や生活面のニーズに本町が対応可能かどうかは現在の調査研究の中で把握していきたいと考えております。

ちなみに、東川町についてはコンビニは1軒であります。ホームセンターも1軒であります。小野町のほうははるかに、バイトをするためには十分な施設が整っていることもご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） 東川町についてなんですけれども、こちら東川町というのは旭川市にかなり近い距離にあるんですね。そういった意味で、確かに町規模としては小さいかもしれませんが、旭川市に近いという地理的な、立地条件としてはかなり恵まれている状況だと思います。留学生の方たちはマスコミなどを通じ、日本で学び生活することに夢と希望を抱き来日するわけですが、小野町に来てどう思われるのか、期待と現実のギャップを心配しておるわけです。

それでは、続きまして、町立日本語学校を通じ、小野町を海外に発信することは素晴らしいことかもしれま

せん。しかしながら、海外相手のグローバル事業は想定外の危険を伴います。日本語学校は留学生の出身国の政治、経済状況に影響を受けやすく、学費未納や途中退学などの問題が指摘されています。また、数年前にはコロナ禍により入国が制限されたため、留学生を迎え入れることができず、多くの日本語学校が廃業したり、また、中には倒産に追い込まれたケースもあるようです。グローバル事業の危険性についての認識について伺います。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

議員ご発言の学費未納や途中退学などの問題につきましては、日本語学校に限らず、学校と言われる形態のものにはつきまとうものであると認識しております。参考としている東川町に確認したところ、滞納者はおらず、近隣にある日本語教育を行う専門学校においても、2年コースの場合は来日前に1年目の授業料を納めてもらい、入学を許可するなどの工夫をされておられます。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） また東川町の例を挙げられたわけなんですけれども、東川町は、ちょっと調べたところによると、海外事務所5か所に事務所を設置しており、その中で人選された方たちが東川町に来ているという、比較的裕福な方たちが来ておられるということが報告であります。また、失踪などで学生が半数を割ると、場合によっては認可取消しになるなど厳しい条件があることも付け加えておきたいと思います。グローバル事業というのはやはりリスクも高いようです。

それでは続きまして、国の教育機関の留学生の管理体制について質問します。

国では、以前、外国人留学生が多数行方不明になった問題を重視し、教育機関側の管理体制が不十分な場合には、留学の在留資格を認めない方針です。国の留学生の受入れに必要な管理体制の整備について、町の見解をお聞きします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

議員ご発言の管理体制につきましては、令和6年4月に文部科学大臣決定として発出された外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針に示されております。このことから、調査研究の結果、日本語学校を開設するという判断を選択した場合にあっては、この指導指針に基づき管理体制を整え、更に、国の有識者会議で示された外国人留学生の受入れ方策に沿って、入学する留学生側も受け入れる学校側もお互いに安心できる環境を整えていく必要があるものと認識しております。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） 先ほども申し上げましたが、昨今のフジテレビの問題からコンプライアンスやガバナンスといった企業の理念や健全な運営を行う組織としての体制、在り方が注目されています。日本語学校には多国籍による海外相手の事業ということで、より一層のコンプライアンスやガバナンスが求められてくると思われます。

それでは、続きまして、留学生の文化・制度の違いによる住民生活の影響について質問します。

この問題に関しましては、先ほど羽生議員のほうから同じような質問がありまして、私のほうとしても納得いたしておりますが、留学生は多国籍にわたります。言語の違いによる意思疎通の問題や、それぞれが異なった文化や制度、生活習慣を有していることから、住民生活の影響が心配されますが、町の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

本町においては、既に人口の2%以上が外国籍の方という状況です。このため、町としては地域日本語教室などを進めており、今年度からは地域おこし協力隊を採用し、日本語教室のサポートや情報発信における多言語表記の充実を図るなど、本町に在住する外国籍の方が住みやすくなるような環境整備に取り組んでいるところであります。本町では、生活する外国籍の方々と地域の皆様がお互い生活習慣や文化の違いを尊重し、共に生活して行けるよう、引き続き多文化共生のまちづくりを進めてまいります。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） これから小野町の在住外国人の方は増えてくると思われまますので、日本語学校の開設とは別として、多文化共生を目指した取組は、先ほどの説明にもありましたように現在小野町で行われている日本語教室をはじめとした様々な事業を充実を図ることで十分なのではないかなと思うのですが。

それでは、続きまして、町立日本語学校の開校を検討する考えについて質問します。

町立日本語学校の設置検討の新聞報道から1年半近くがたちました。その間、今回も含め様々な角度から課題、問題を指摘してきました。町長は開校に向けての調査研究を進める方針のようですが、多くの多国籍の留学生や外国人を受け入れる町立日本語学校の開設は交流人口の増加や労働力の確保と地域及び地域経済の活性化や多文化共生の推進などが期待される一方で、国の設置基準をはじめ法的な問題、人材や財源の確保、また、管理体制や経営など運営に関する様々な課題があります。また、公的な支援体制が不十分な中で多数の多国籍の外国人の方の受入れ体制を整えることや、経営環境の変化などによる事業の継続性の問題、また、現在問題になっているコンプライアンスやガバナンスなどの組織としての在り方などの課題もあり、将来的にこれからの町を担う若い方たちにとって負担になることも考えられます。

以上のことから、町立ということは、最終的には町民が責任を負う事業であることから、細部にわたる綿密な事業計画と町民の理解と協力が求められるわけですが、現在の小野町にはハードルが高く、将来的に危険性を内包した事業であると考え、町立日本語学校の開校を撤回することを視野に入れて検討すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

日本語学校の開設につきましては、様々な課題に対する調査研究を行い、町民の方々のご意見を伺った上で最終的な開設の可否について判断してまいりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

緑川議員の本日の質問については、様々なことを勉強していただいて、質問をいただきました。この内容につきましては、議員各位ご存じのとおり、昨年6月と9月にほとんど答弁をさせていただいた状況でありま

す。また、先ほど来、その危険性という言葉でありますけれども、どういった意味で危険性があるのかというようなこと、かなり私としても危惧しているところであります。また、これだけ一般質問でしていただいて、その答弁をしてきたつもりでありますけれども、なかなか緑川議員には理解していただけなかったなというようなことで、これは私の、本当に技量不足ではないかなというようなことで、反省するところもございません。

そういった中で、本年度から東川町で卒業した地域おこし協力隊、バンビさん、ルカさんに来ていただいております。彼女らは、本当にすばらしい方々ではないかなと思っております。いろんな、先ほど来からあるように多文化共生、そういったこともしっかりやっておりますし、あとは、ご紹介申し上げますけれども、ごみの分別、この資料を全て彼女らが作成していただきました。英語版にいただいた資料であります。こういったこともしっかりとやっております。そういったことで、私の説明不足で彼女らには大変申し訳ないなというような、正直、そういう思いを今しております。

これからの社会、世界とやはりつながっていかないとならない、そういう時代に来ているんだろうと思いません。東川町、大崎市、これは先進地で、小野町とは全く違う、条件もいいところかもしれません。しかしながら、東川町においては今の段階がすぐだったわけではありません。それなりの苦勞をして、今の現在があるわけでありまして。それから、先ほど議員からも発言あったように、大崎市は県が支援しているということでもあります。私としても、前にも答弁したとおり、県のほうにも支援をお願いしている状況であります。そういったことも踏まえて、しっかりと今後調査研究をした中で、これはやれるんじゃないかという段階になりましたら、しっかりと議員の皆さん方にもご説明申し上げます。

それから、町民の皆さんのご理解もいただかなくてはなりません。ただ、私としては、いろんな政策をする上で、リスクがあるのは、これは当然ではないかと思っております。やはり前にもお話ししたとおり、東川町のこの日本語学校については何回も視察をさせていただいて、本当にすばらしい取組でありますし、こういったことをやはり取り入れていかないと、どんどん町が衰退していくんじゃないか。ただ、日本語学校だけで町づくりをしているという考えではございませんので、まちづくりの活性化のために日本語学校も1つの要因だということをご理解をいただければと思います。今後においては、先ほど来からお話をしているとおり、調査研究をして、皆さん方にご理解をいただけるように努めてまいりたいと考えておりますので、今の段階では撤回する意志はございません。ご理解をいただければと思います。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） ちょっと気になっていることがあります。今、東川町から来ているルカさんとバンビさんですか、ミャンマーの方とベトナムの方なんです。大変いい方です。真面目な方です。私は決してこの方たちを否定しているつもりは一切ございません。これはあくまでも日本語学校という事業計画について、私は心配しているわけです。

また、危険性という言葉に関しまして、申し訳ありません、ちょっと誤解を生じたことなので、こちらは心配しているということです。それで、危険性というのはやはり一般的なその意味で使ったわけなので、その辺誤解のないように言っておきたいと思っております。

本当に日本語教室をはじめとしたこういった多文化共生の取組を進めていく、文化交流、生活支援、これ、本当にとっても大事なことです。私は、それは進めるべきだと思っています。それと日本語学校の問題というのはまた別なので、その辺を、私がそこまで否定しているような形では受け取らないでいただきたいと思います。誤解なさらさないでいただきたいと思います。

この多文化共生社会に関しましては、こういった取組、日本語教室をはじめとした文化交流、生活支援、いろんな取組やっております。それで十分なんじゃないかというのが私の考えであります。日本語学校というのはあくまでも事業として問題がある、危険だ、大丈夫なのかという心配の上で立ってお話しさせていただいておりますので、その辺は誤解なさらさないでいただきたいと思います。

これで町立日本語学校に関しての質問は終わりますが、町長は今後も開校に向けて調査研究を進める方針のほうですが、改めて申し上げますが、町立日本語学校の開校の可否をめぐっては、町にとっての重要課題としてこれまで一般質問を通して行ってきた数々の課題、問題点はもちろんのこと、ほかにも国の設置基準をはじめ、まだまだ課題、問題があります。事業を計画する場合に、様々な角度から詳細にわたりしっかりと調査研究した上で検討していただくことを要望しまして、以上で町立日本語学校に対しての質問を終わります。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問になります。産業祭について、産業祭と健康まつりの同時開催について質問します。

残念なことに、産業祭は2年間開催を見送られてきました。産業祭は、農業、商業、工業と、あらゆる産業に携わる人たちにとって、情報発信の場として地域のつながりを深め、地域の活性化としても重要な役割を担ってきました。また、各種団体をはじめ事業所など多くの町民が参加するイベントとして町の魅力を発信すると同時に、にぎわいを創出し、楽しいまちづくりにつながります。

地産地消の観点からも、地元で生産される農産物や発酵食品は食育として健康にも関連することから、健康まつりと産業祭の同時開催を提案したいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

令和5年度から開催しているおのまち健康まつりにつきましては、町民の健康に対する意識の向上と健康を通じた住民同士の交流を目的としており、2年目となる今年度においては、発酵食品等の販売、体験コーナーのほか、町内産の野菜や飲食物を販売するグルメ&フードコーナーを新たに設けました。新聞折り込みチラシや町公式LINEなどを活用して事業者の募集を行ったところ、地元商工業者、農産物生産者、各種団体等からお申込みをいただき、発酵食品等の販売、体験コーナーには12団体、グルメ&フードコーナーには14団体に出品をいただきました。

議員ご質問の健康まつりと産業祭の同時開催についてであります。合同開催すれば、その分集客も見込めますが、小町ふれあいフェスタにつきましては数年の検討を経て見直しを図った経緯もありますので、町民の皆さんが参加しやすい事業の在り方や内容の修正も含め、イベントの開催についてさらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。次年度の健康まつりにつきましては、健康のための生活習慣は若い世代からの取組が重要であることから、これまでの課題を踏まえ、若年層を含めた幅広い年代の方々が参加したいと思える内容を検討し、食と健康に特化した事業を展開してまいります。

先ほど申し上げましたように、小町ふれあいフェスタは産業祭、それから、文化祭を含めた中で開催をしてきました。そういった中で、産業祭が、産業団体の方々がなかなかできないというようなこともありまして、文化祭と分けてやろうというようなことになりました。そういった中で、昨年行われた健康まつりにつきましては、農産品とかそういったこと、また、町の商店街の皆さんにも参加していただくというようなことではやってまいりましたので、新たな産業祭、新たというか、産業祭の在り方はどういう形がいいのかというようなことも含めて、今後しっかりと協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） 検討していただくということで、多くの町民の皆様に参加していただき、楽しいまちづくりにつながるイベントになることを期待したいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、5番、緑川久子議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休議といたします。

再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。

◇ 國 分 順 一 君

○議長（田村弘文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、國分順一議員の発言を許します。

2番、國分順一議員。

〔2番 國分順一君登壇〕

○2番（國分順一君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

質問の前に、このたびの大雪により被害に遭われました皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

まず初めに、町長の政治姿勢についてであります。

12月定例会の一般質問で、3年8か月を振り返ってどのような評価をされているのかとの質問に、町長は、

「様々な施策を進めてきたが、できなかったこともあり、自分としては点数をつけるとすれば50点ぐらいではないかという考えを持っている」という答弁がございました。町長は、町長選挙に4つの公約を掲げて当選されました。公約実現のために様々な施策に取り組まれておりますが、町民の方々からは、「町は多くの施策に取り組んでいただいているが、何をやって何が残ったのか分からない」、「もっとインパクトの大きいことをやってほしい」との声も聞かれます。

1期4年を振り返り、ご自身としてはどのような施策に合格点をあげられることができ、やろうとしてもできなかったのは何だと考えておられるのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 2番、國分順一議員のご質問にお答えいたします。

定例会12月会議一般質問における答弁内容と重なるとは存じますが、私は町長就任後、公約に掲げました4つの公約などの実現のため、職員をはじめ多くの方々のご協力を得ながら、これまで全力で職務に努めてまいりました。

その中でも、役場新庁舎につきましては、第一に町民の皆様の安全・安心を守る拠点として整備する必要があるとの考えから、防災拠点としての機能や保健センター機能を複合化し、防災性に優れた小野インターチェンジ周辺に建設することを決定したところであり、今後のまちづくりを進める上でも、大変重要な決断であったと考えております。

また、地域づくりにおきましては、新たな組織の設立に向け、各種取組を行ってきたところでありますが、現在まで設立には至っていないところであり、今後も多様な方法で設立を目指していく必要があると考えております。

子育て支援につきましては、子育て応援金の拡充や小・中学校給食費の一部無償化、学力向上に向けた事業などに積極的に取り組んできたところであります。

本年4月より供用を開始します小野町児童館「キラッと★おの」は、今後の子育て支援の拠点として、また、福祉や教育分野における新たな施策を実施していく上でも、大きな役割を果たすものと考えております。

健康分野におきましては、町民の健康増進を図るため、「健康まつり」を開催し、町民の皆様の健康に対する意識の醸成を図るとともに、ウォーキングコースを設定するなど、運動の習慣化を推進してまいりました。

各種検診や特定健診の受診率が低い状況であることから、引き続き、受診率向上に向けた取組が必要であるとと考えております。

農業分野におきましては、新しい農業の導入や町独自の発酵文化の推進などの事業に着手しておりますが、成果が出るまで複数年かかる事業もあることから、継続的な支援が必要であるとと考えております。

多文化共生分野におきましては、町内在住の外国人の皆様に対し、日本語教室の開催や生活環境の充実に努めてまいりましたが、居住支援などについても調査・研究していく必要があると考えております。

このようなことから、10年後、20年後の将来を見据え、令和7年度当初予算に事業の進捗を図るための事業費を計上させていただいたところでありますので、議員のご理解をお願い申し上げたいと思います。

先ほど質問にありましたように、前の定例会において、自分の点数をつけるとしたら50点だということでありました。これは様々な住民の皆さんの考え方、議員の皆さんの考え方もあろうかと思いますが、

私としては、やはり先ほど申し上げましたように、やれたことやれないことたくさんありまして、町民の皆さんからもなかなかやっていることが目に見えないというようなそういう意見も、私もいただいているのも承知しております。

まずは、見えること見えないことありますけれども、町民に寄り添った、今後については、しっかりと細部にわたって進めていかなければならないことたくさんありますので、議員のご理解もいただきたいと思います。ぜひ、見えることばかりではない部分もたくさんあるというようなこともご理解をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔2番 國分順一君登壇〕

○2番（國分順一君） 今、町長の答弁で、目に見えること見えないこともあるということでしたので、確かに見えるものばかりが全ていいわけではないとは思いますが、今、町長のほうからも、町民に寄り添って進めていくという話もございましたので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次に、新年度当初予算について質問させていただきます。

令和7年度当初予算についてであります。町長の1期目の任期が3月に迫っている中での当初予算編成であり、何かとご苦労があったのではないかと推測いたします。緊急性や費用対効果、先ほどもありましたけれども、10年、20年先の町の将来を見据えた予算編成をされたのではないかとおぼやかしますが、新年度の予算編成に当たって、どのような施策に重点を置いた予算編成になっているのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

初めにお断りをさせていただきたいと思いますが、特に重点に取り組む施策について申し上げますが、町全体の予算に関するご質問でありますので、答弁が少し長くなりますが、ご了承いただきたいと思います。

本定例会に提出いたしました令和7年度当初予算につきましては、3年目を迎える総合計画を着実に推進するため、分野横断的な取組が必要な重点プロジェクトに、特にスピーディーな取組が必要な最重点事業を位置づけ、効率的・効果的な事業実施と具体的な成果を創出するための予算として編成をいたしました。

まず、町の最重要課題である人口減少の抑制による活力の維持につきましては、新たな「おのまち創生総合戦略」に掲げる施策を、デジタル技術を効果的に活用し、各課等横断的な取組に加え、町民の皆さんと協働で推進することで、町民の皆さんの多様なニーズやライフスタイルに応じた心豊かな暮らしの実現につなげてまいります。

次に、「子育て応援・人づくりプロジェクト」における主な取組であります。妊婦の歯科検診や新生児の1か月健診の無償化に取り組むほか、4月に開館を迎える児童館「キラッと★おの」を新たな拠点とした放課後児童クラブや一時預かり事業、親子の教室の充実を図るなど、切れ目のない子育て支援に取り組んでまいります。

学校教育のおきましては、小・中学校における英語教育支援の強化に取り組むとともに、地域人材を活用した部活動の地域移行を推進してまいります。

また、多文化が共生するまちづくりに向け、地域おこし協力隊と連携しながら、地域日本語教室や地域住民

と在住外国人の交流を目的とした多文化共生サロンの充実を図るほか、日本語学校の調査・研究を進めてまいります。

次に、「健康長寿のまちづくりプロジェクト」における主な取組であります。アプリを活用した参加者へのポイント付与制度を導入し、「ウォーキング・健康づくり事業」を普及させ、「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成から、各種検診の受診率向上を図ってまいります。

加えて、「おのまち健康まつり」の開催を通じて、町民の意識醸成を加速させるとともに、健康づくりへの取組を町外に発信することで、「元気でしあわせな健康・福祉のまち」のPRを進めてまいります。

次に、「災害に強く快適な住環境のまちづくりプロジェクト」における主な取組であります。空き家等対策協議会を設置し、空き家等の総合的な対策の検討を行うとともに、これまでの空き家解体に対する支援に、利活用する際の改修費の助成を加えるなど、空き家対策を総合的に支援する取組を進めてまいります。

また、外国人を対象に含めた住宅施策の検討や日本語を即時に多言語化できる多言語対応情報発信ツールの導入、新庁舎周辺の緊急輸送路及び避難路の整備に着手してまいります。

次に、「元気産業のまちづくりプロジェクト」における主な取組であります。農業の園芸産地競争力強化のための支援の拡充や広葉樹林再生事業などの森林整備、林業専用道整備を進めてまいります。

また、旧夏井おおすぎ保育園の一部を発酵食品加工拠点として整備し、利用者の特産品開発を支援するとともに、販売ルートの確保に向け、石垣市などとの交流促進や首都圏でのPRイベントに取り組んでまいります。

商工分野におきましては、町内の空き店舗を利用した事業に取り組む事業者に改装費や家賃の支援を行うなど、空き店舗の利活用促進やプレミアム付商品券発行事業への補助に、引き続き取り組んでまいります。

次に、「魅力発信と移住・定住支援プロジェクト」における主な取組であります。町内に移住・定住する若者を対象とした奨学金返済助成事業に取り組む、若者が生活しやすい環境づくりを進め、SNSや広報紙の充実などにより、町の魅力を効果的に町外に発信するなど、「選ばれるまち」を目指した取組を進めてまいります。

次に、「みんながつながる協働のまちづくりプロジェクト」における主な取組であります。公民館雁股田分館において、指定管理者制度の活用により行う「人づくり」「地域づくり」をしっかりと後押しし、これを成功事例として他の地域課題の解決に波及させるなど、人口減少下においても持続可能な地域づくりを進めてまいります。

また、地域の情報格差解消に向け、デジタル相談窓口の開設などデジタル専門人材等を活用した取組を進めることに加え、「書かない窓口」の導入による住民サービスの向上、行政改革の一環として「AI議事録」を導入するなど、業務の効率化を図ってまいります。

次に、主にハード整備事業をまとめた「持続可能な未来への基盤づくりプロジェクト」における取組であります。役場新庁舎の整備につきましては、交流・定住支援館を解体し、敷地の造成工事に着手するとともに、建物の基本設計や実施設計に並行して取り組んでまいります。

次に、小野インターチェンジ周辺開発につきましては、防災性や町外からのアクセス性の高さなどエリアの強みを生かし、町なか活性化の拠点としての役割が期待される小野高校の跡地利用と連携を図りつつ、基本方針、基本計画の策定に向け、市場調査を進めてまいります。

最後に、先ほど羽生議員のご質問にご答弁申し上げました、町制70周年記念事業を特に重点的に取り組む施策として、令和7年度の当初予算を編成したものであります。

施策の推進に当たっては、予算の裏づけに加え、人材育成の強化や最適な事務執行に向けた機構改革の推進など、行財政改革の推進も必要となります。

これらを踏まえ、今年度に引き続き、町の強みを生かしながら、町民の皆さんと共に考え、各種施策を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔2番 國分順一君登壇〕

○2番（國分順一君） それでは、次の質問に移ります。

次に、町の人口減少問題について質問させていただきます。

町長も急激な人口減少問題に取り組んでいくとおっしゃっていました。子育て支援、就業場所の確保など様々な手法があるかと思いますが、移住・定住をされる方を呼び込むことも一つの手段ではないかと思います。

しかしながら、全国の自治体では奪い合いの状態、何か特色がなければ来ていただけません。以前、移住された方の体験談を読んだことがあります、その方は、地域の中に親身になって相談にのっている方がいたので移住を決めたとおっしゃっていました。移住される方は何もかも不安で、例えばごみ出し一つを取っても不安になってしまいます。確かにデジタルで情報を得ることもできますが、生活に慣れるまでは、直接相談にのってもらうことによって安心感が得られると思います。町には定住コーディネーターの方はおられますが、移住・定住をされる方が長く住み続けられるように、生活に密着する地域の方々による支援体制を構築してはどうかと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

新たな環境での生活に憧れや大きな期待を寄せて移住される方の中には、縁もゆかりもない土地で人間関係や生活環境に不安を感じている方もいらっしゃることは承知しております。

そのような移住者に対して町では、定住コーディネーターをはじめ、移住・定住分野で活動中の地域おこし協力隊による移住生活の相談対応や、移住者支援活動を展開しております。「ふるさと暮らし支援センター」による町補助金を活用した移住者と住民との交流機会の創出など、様々なサポートを行っておりますが、移住者が安心して日々の生活を送る上では、居住する地域の方々による支援も必要かつ重要なことであると感じております。

移住者が抱える不安や悩みは様々であります。その不安や悩みが解消されることが、長く住み続ける後押しにもなりますので、今後もより一層のサポートの強化を図ってまいるほか、サポートを通じて移住者が地域の方々に気兼ねなく相談できる雰囲気醸成にも取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご提案の生活に密着する地域の方々による支援体制の構築につきましては、移住者のニーズや移住者数の推移などを踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、やっぱり移住者の方をまず把握をしていかなければならないと思っております。それと同時に、

その地域でやはり支援する形をつくっていかねばならないというのは、もう議員発言のとおりだと思います。そういったことも、先ほど来から申し上げているように、地域づくり協議会の中でそういう体制を、その地域地域で取ればいいのではないかなと思っておりますので、同時にそういったことも含めて考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔2番 國分順一君登壇〕

○2番（國分順一君） 移住・定住される方、いろいろかと思えます。煩わしさが都会にはあって、それを避けたいというので田舎暮らしをしたいという方も当然いますし、その地域が好きだから、いろんな方と交わって生活したいという方、いろいろいるかと思えますので、今、町長のほうからもありましたとおり、まず、移住・定住をされる方のニーズを調査して、その後対応していただきたいと思えます。

次に、役場庁舎移転による道路環境整備について質問させていただきます。

役場新庁舎は、令和9年度末の供用開始に向け事業実施計画が進んでいるところでありますが、役場庁舎移転により交通の流れも変化するものと思われれます。特に町道七生根線の交通量も増加すると見込まれます。

しかしながら町道七生根線は、冬季間は立ち木等で日光が当たる時間が少なく、圧雪、凍結し大変危険な状態です。そこで、新庁舎建設に併せて立ち木等の伐採も含めて道路環境の整備を進めるべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

役場庁舎建設に併せた町道七生根線の道路環境整備についてのご質問ですが、道路の凍結対策等としての沿線の立ち木伐採につきましては、町道として町が管理している敷地内のものであれば対応も可能ですが、民有地に存在する樹木は、その所有者の権利に属するため、倒木など通行に直接的に支障がある場合を除き、町が伐採を行うことは難しい状況であります。

町では、地域全体での環境保全に向けた取組として、行政区が行う道路沿線の草刈りや支障木伐採作業に対し補助金を交付しておりますので、民有地の支障木につきましては、こちらを活用して伐採活動を行うことも一つの手段であると考えております。

道路の積雪、凍結対策といたしましては、基準を超える降雪があった場合には除雪作業を実施し、また、凍結箇所には町職員による融雪剤の散布や、誰でも利用できる融雪剤の設置のほか、地域の方々にも融雪剤を配布して散布のご協力をいただき、凍結防止対策を行っているところであります。

今後も、七生根線に限らず、町道の安全確保のため適切に維持管理を図ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔2番 國分順一君登壇〕

○2番（國分順一君） 今、町長のほうから、沿線の方々にも融雪剤をまいていただきたいというような答弁がございましたが、沿線の方々、高齢者の方も多いですし、うちも結構ばらばらというような状態で、なかなかそういうのをまける状態には、ちょっと難しいのかなということも考えられます。今までにもまして融雪剤

の散布、自動車での散布というのを、回数を増やしてやっていただきたいと思います。

それでは、次に、町内介護事業所の休止対策について質問させていただきます。

町内の介護事業所で、介護タクシー事業が昨年12月で、また、訪問介護事業が1月で休止となりました。幸いにも介護タクシーは2月1日から再開することになり、利用者の方々は安心しているのではないかと推察いたします。介護タクシーは、人工透析で定期的に通院しなければならない方、移動に車椅子が必要で福祉車で通院されている方も多数利用しておられました。その方々にとってはとても重要な介護サービスであります。そこで、今後このような事案が生じた場合の対策を検討しておくべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

昨年12月の介護タクシー事業の突然の休止の際には、居宅介護支援事業所を中心に、関係各位のご尽力により急場をしのぐことができましたこと、改めて感謝を申し上げます。

また、議員ご発言のとおり、今回のような事案が生じた場合への備えは、私も必要であると考えております。

人工透析が必要な方の通院時の送迎につきましては、引き続き公立小野町地方総合病院と協議していくほか、デイサービスセンターなどの介護事業所とも連携を密にしていきたいと思います。

また、国土交通省では、「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」を作成し、交通と福祉が重なる現場の方々に向けて紹介しております。これによりますと、道路運送法上の許可や登録が必要なものや、実施主体についても、バスやタクシーなどの交通事業者を対象にしたもの、市町村が実施するもの、NPOや社会福祉法人、自治会などの住民団体が行うものなど様々であります。

これらも参考にしながら、既存サービスとのバランスなども踏まえ、総合的に対策内容を検討していきたいと思います。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔2番 國分順一君登壇〕

○2番（國分順一君） この問題は当事者にすれば、かなり大きな問題で、今、各家庭では一緒に住んでいる方が昼間は仕事に行っていると、日中は高齢者の方々しかいないと。家族の方、送迎できればよろしいんですけども、家族に福祉車というのはなかなかないと。休止になったとき、当面、社会福祉協議会より車を借りてとかという話もございましたが、なかなか時間が重なったりすると、社会福祉協議会にも車、そんな台数あるわけではないので、今後、早急にといいですか、現在はサービス行っておりますので、その方々が困らないように、施策を行っていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、2番、國分順一議員の一般質問を終わります。

◇ 橋本善雄君

○議長（田村弘文君） 次に、1番、橋本善雄議員の発言を許します。

1番、橋本善雄議員。

〔1番 橋本善雄君登壇〕

○1番（橋本善雄君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

まず、スポーツで地域活性化について質問いたします。

近年、地域活性化の手段としてスポーツの活用が注目されています。スポーツは町内の住民の健康増進に寄与するだけでなく、町外からの参加者を呼び込みことで、地域のにぎわい創出や経済効果も期待できます。町民が減少している中、活性化させるには、町外から人を呼び込むことが最適な方法と考えます。

しかし、現在の町におけるスポーツイベントの開催状況を見ると、大規模なものは少なく、町外からの参加者を積極的に呼び込む機会も限られています。スポーツの力を生かして、地域を活性化するためには、町としての戦略的な取組が求められます。町としてスポーツイベントの開催を通じて町外からの参加者を呼び込み、地域活性化につなげる取組を考えているのかお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 1番、橋本善雄議員の質問にお答えいたします。

当町の運動公園内には、町民体育館、海洋センター、海洋センタープール、野球場等の施設が整備されており、町内外の方々に数多くご利用いただいております。今年度の運動公園内施設の利用人数は、約9万2,000人の見込みで、うち町外の方の利用は3万2,000人、全体の3割に上っております。

昨年開催しましたおのまち健康まつりの際には、健康ウォーキング大会、ラジオ体操講習会、ポッチャ体験会などを実施し、町内はもとより、町外からも数多くの方々に参加いただきました。また、自転車ロードレース、オールドカーミーティング、防災訓練等、多様なイベントも開催されております。

施設の利用については、町の主催事業、町内幼児教育施設や小・中学校の事業を優先し、その後、大規模イベントや町内外のスポーツ団体が主催する大会を受け入れています。議員ご発言のとおり、スポーツで地域活性化を図ることは町としても重要であると考えております。

今後は、夏休み等の長期休業期間や比較的施設が空いている平日などの機会を捉えて、積極的にスポーツイベント等の実施や誘致に努めてまいりたいと考えております。また、町民体育館で実施している各種事業や講習会等につきましても更に多くの方々に参加いただけるよう、引き続きPR等を行い、地域の活性化につなげていくよう努めてまいります。

ただいま答弁いたしましたとおり、土日がほとんど埋まっておりまして、なかなか厳しい状況であります。そういった中で、申し上げましたように、平日の誘致をしっかりと検討していく必要があるのではないかと考えております。ただ、平日といえますと、若い方々はなかなか仕事があつて無理なものですから、高齢者の、高齢者と言うとちょっと失礼になりますけれども、そういったイベントを積極的に平日に誘致したいなと考えております。

それから、運動公園内だけでなく、先ほど言いましたウォーキングとか、更に、こまちダム、これにつきましては県との協議も必要になりますけれども、そういったことでのスポーツイベントの誘致をしっかりと考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田村弘文君） 橋本善雄議員。

〔1番 橋本善雄君登壇〕

○1番（橋本善雄君） 次の質問に参ります。

学生等の合宿地の誘致について質問いたします。

スポーツや文化活動の合宿を受け入れることで、地域の経済や交流を活性化させる取組が全国で広がっています。学生や社会人チームが合宿を行うことで、宿泊施設や飲食店の利用が増え、地域経済により影響をもたらすだけでなく、町の知名度向上にもつながります。

近年、町の交通インフラが整備され、アクセスが向上しています。これにより、これまで以上に町外からの訪問者を受け入れる環境が整いました。この利点を生かし、学生などの合宿地としての魅力を高めることで、更なる地域活性化につなげることができるのではないのでしょうか。

町として、町内にあるスポーツ施設を利用してもらえるよう、県内外へ周知、また推進していく考えはあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

合宿地としての誘致についてであります。先ほども申し上げましたように、運動公園内のスポーツ施設は、休日など、大変混み合っている状況ですので、現在は夏休みなどの長期休業期間での合宿受入れが中心となっております。昨年は、県外2つの高校の部活動で合宿利用がございました。そのほか、合宿ではございませんが、県内の高校、中学校部活動の練習試合なども施設をご利用いただいております。

受入れに当たり、合宿時の宿泊所につきましては、町内の民間宿泊施設の限りがあることから、それぞれの宿泊施設に分散して宿泊していただいている状況であります。

今後は、合宿に伴う宿泊施設の確保等につきましても、様々な課題等を調査研究しながら、スポーツの分野だけでなく、スポーツ以外の分野においてもその誘致について検討してまいりたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 橋本善雄議員。

〔1番 橋本善雄君登壇〕

○1番（橋本善雄君） ぜひ検討してください。よろしくお願いいたします。

次の質問に参ります。

道路整備等要望に対する相談窓口開設について質問いたします。

道路整備等に対する町民からの道路に関する要望や意見が多く寄せられております。例えば、道路の舗装が老朽化しているので補修してほしい、街灯が少なく、夜間の安全性に不安がある、通学路の安全対策を強化してほしい、冬期間、融雪剤散布をしてほしいなどの声が聞かれます。

現在、町民がこうした要望を伝える手段としては、行政区長を通して、役場への電話や窓口での相談が行われていると思います。しかし、こうした要望が必ずしもスムーズに伝わり、迅速に対応されているとは限らないのが現状です。こうした要望をより直接的に受け止め、迅速な対応につなげることにも専用の窓口を開設し、町民の声を聞くことも大事かと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

町への道路等に関する要望受付につきましては、町と地域の皆さんとのパイプ役である行政区長さんに取りまとめていただき、連絡いただくことを原則としておりますが、道路に穴が空いている、路肩が崩れているなど、緊急を要する道路の異常に関しましては、行政区長さんからの通報に限らず、受付対応しているところがあります。

通報の手段といたしましては、役場への電話連絡、窓口での相談、メールによる通報のほか、国土交通省が管理しております通報受付電話、道路緊急ダイヤル#9910やLINEによる通報アプリにより、国、県、町などの道路管理者区分に関係なく、また、時間を問わず受付しているところでもあります。

要望、通報いただいた内容につきましては、現地を確認し、必要に応じて、迅速かつ適切な対応を行っておりますが、内容によっては、道路管理者では対応できないこともありますので、要望者との意思疎通を図り、調整して必要があると考えております。

今後につきましては、現行の緊急通報手段である道路緊急ダイヤル等の周知を図るほか、町として実施可能で効果的な対応方法について調査研究してまいります。

道路状況につきましては、今回の雪もなかなか全部除雪ができなかったというようなこともありまして、苦情といたしますか、通報もいただいております。そういったことは、真摯に受け止めて、迅速に対応できるように今後努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（田村弘文君） 橋本善雄議員。

〔1番 橋本善雄君登壇〕

○1番（橋本善雄君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、1番、橋本善雄議員の一般質問を終わります。

◇ 會 田 百 合 子 君

○議長（田村弘文君） 次に、4番、會田百合子議員の発言を許します。

4番、會田百合子議員。

〔4番 會田百合子君登壇〕

○4番（會田百合子君） 議長より許可を得られましたので、通告に従い、質問いたします。

まず初めに、教育行政についてです。

最近の新聞の報道では、小中高生の自殺者の多い原因は病気などの健康問題、学友との不和など学校問題、親子関係の家庭問題と続いています。2番目に多い、学校の問題においては、学友との不和があり、この中にはいじめもあると思います。いじめは小さくても大きくてもされたほうがいじめられたと感じたらそれはいじめになるわけであり、悩み、苦しんでしまいます。すぐに誰かに相談できればよいのですが、いじめを隠そうとしたり、報復を恐れたり、親を苦しめたくないなどの理由により表には見えないところもあります。

本町についての小・中学校のいじめの現状についてお聞きします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） 4番、會田百合子議員の質問にお答えいたします。

教育行政に関する質問でありますので、教育長に答弁いたさせます。

○議長（田村弘文君） 有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

いじめを未然に防止するためには、児童・生徒が互いの立場や違いを認め合い、尊重し合うこと。また、いじめの傍観者を生み出さないといった学校の風土づくりが大切であります。

〔「教育長、答弁違います」と言う人あり〕

○教育長（有賀仁一君） 大変失礼いたしました。

お答えいたします。

いじめ防止対策推進法において、いじめとは「当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されております。これを受けて、文部科学省では、いじめのレベルを冷やかしかからかいなどの軽微なものから、万引きの強要、けがを伴う暴力、恐喝、窃盗などの早急にこの対策が必要な状況にあるレベルまでの6段階で示しております。そして、いじめによる長期の不登校や転校を保護者、本人が検討しているレベル5を以上の段階にあるものを重大事態として扱うこととしております。

本町におけるいじめの発生報告では、レベル1に該当する1対1の冷やかしか悪口など、一過性の事案が大半であります。レベル2以上の1対複数によるものや継続性があるものについては、各学校からいじめ発生報告書を提出させております。

ここ数年、年間に一、二件の報告が上がっておりますが、その全ては、学校や家庭などとの連携対応による当事者双方への指導や支援によって解決されているところです。

なお、いじめによる学習意欲の低下や欠席が目立つなど、学習や生活の様子に顕著な変化が見られるようなレベル3以上のいじめ発生報告は現在のところ本町ではありません。

○議長（田村弘文君） 會田百合子議員。

〔4番 會田百合子君登壇〕

○4番（會田百合子君） 次に、いじめの対応についてです。

いじめは、いじめる側、いめられる側、保護者のほか、友達や学校など、多くの人たちが関わってくる大きな問題です。いじめは絶対にあってはならない問題ですが、万が一、起きてしまった場合、教育現場としてどう対応するのか伺います。

○議長（田村弘文君） 有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

いじめ防止対策推進法を受けて、教育委員会では、学校におけるいじめ等への対応マニュアルを策定するとともに、各学校においてもこれを踏まえた独自のマニュアルを策定し、運用しております。

議員ご指摘のとおり、いじめは、いじめる側、いじめられる側とともに、保護者など、多くの方が関わる大きな問題であり、その早期発見や早期対応が何より大切であります。そのために、教育委員会では、各学期1回のいじめ調査を実施し、その実態把握に努めているところです。

また、各学校においても、困り事調査を適時実施するとともに、児童・生徒が日常的に先生方に相談できる体制をつくっております。万が一、いじめが発生した場合には、学級担任のみでなく、学年組織や養護教諭、更には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町配置の特別支援員などがチーム学校として、対応しているところであります。

チームとして、それぞれの立場からいじめの対象者や関係する児童・生徒、保護者等への聞き取りや相談を行い、いじめ解消へ向けて、当事者双方への丁寧な指導や支援につなげています。

○議長（田村弘文君） 會田百合子議員。

〔4番 會田百合子君登壇〕

○4番（會田百合子君） 続いて、いじめを未然に防ぐため、あるいは早期に発見するために、子供たちを注意して見ているところや取り組んでいるところがあればお聞かせください。

○議長（田村弘文君） 有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

いじめを未然に防止するためには、児童・生徒が互いの立場や違いを認め合い、尊重し合うこと、また、いじめの傍観者を生み出さないといった学校の風土づくりが大切です。そのために、各学校では、日頃より、外部の人材も活用しつつ、道徳教育や人権教育の充実に努めているところです。

いじめを深刻化させないためには、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、複数の目で児童・生徒一人一人を見守り、相談できる支援体制を日頃から構築しておくことが何よりも大切であると考えております。

教育委員会では、各学校で進めているチーム学校での取組を支援するために、今後も特別支援員やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置などを継続していきたいと考えております。

また、いじめへの対応は、学校内に限らず、家庭内においても保護者の皆様が子供の変化を敏感に捉える気づきが大切だと考えております。今後も引き続き、様々な機会を捉え、保護者の皆様へ注意喚起を促すとともに、情報共有に努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 會田百合子議員。

〔4番 會田百合子君登壇〕

○4番（會田百合子君） 今、教育長のほうから答弁いただきましたが、本当にすばらしい組織でもっての行いを聞かせていただきました。これからも将来を担う子供たちのために、精いっぱい努力していただきたいと思います。

次に、健康事業についてですが、令和6年度は小野町ウォーキングが行われました。私も町の事業なので参加させていただき、6月から始め、11月には100万歩を達成することができました。ウォーキングは本当に体にとって健康のためによいことだと実感させていただきました。

令和7年度も健康づくりのための事業を考えているのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

健康づくりのための事業につきましては、今年度、新規事業として、議員ご発言のとおり、ウォーキング普及事業を開始しております。健康のためという目的を持ってウォーキングを継続することで、体力向上や生活

習慣病予防のほか、心のリフレッシュなど、効果は多岐にわたると言われていることから、町民の健康増進を図るため、インセンティブを付与し、楽しみながらウォーキングできるよう実施しているものであります。

次年度につきましては、多くの方々に気軽に参加していただけるよう、スマートフォンの歩数計アプリを活用したウォーキング普及事業の拡充を計画しており、ウォーキングの目的、目標歩数を達成された方にポイントを付与するほか、町主催の健康づくり事業等に参加された方や特定健診を受診された方にもポイントを付与し、そのポイントを一定数集められた方に商品券などの景品を配布する仕組みを整備したいと考えております。

また、健康まつりや各種運動教室を継続的に実施するとともに、高齢者サロンにおいて、保健師や理学療法士、歯科衛生士など、専門職による保健指導やフレイル予防事業など、介護予防事業にも取り組み、町民の健康づくりを積極的に進めてまいります。

○議長（田村弘文君） 會田百合子議員。

〔4番 會田百合子君登壇〕

○4番（會田百合子君） ウォーキングコースの維持管理についてなんですけれども、昨年度は堤防沿いや歩道など、住民の方たちによるクリーン作戦や近隣の方々、役場の職員に草刈りをしていただいたのは承知しております。

しかし、植物の伸びが早く、歩きづらいつき感じたときもあります。ウォーキングコースには、B&G周辺、歩道、堤防などありますが、町では定期的な草刈りや整備などを今後もどのように管理していくのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

ウォーキングコースにつきましては、小野町健康増進計画に基づき、町民の方々が日常生活の中で意識的に歩いていただくため、令和4年度にまちなかコースを4か所及び小野運動公園周回コースを令和5年度には新たなまちなかコースに加え、夏井千本桜の周辺コースやこまちダムコースを設定いたしました。

議員、ご質問のウォーキングコースの維持管理につきましては、これまでも地域住民の方々のご協力をいただきながら、庁内の関係各課及び関係機関において維持管理を行ってきたところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、管理が十分に行き届いていないコースもあるため、今後は、ウォーキングコースの定期巡回を行うとともに、引き続き、地域のご協力をいただきながら関係機関等と連携を図り、安全で安心して歩ける環境整備に努めてまいります。

あわせて、更なるウォーキングの普及のため、新たなウォーキングコースの整備を検討してまいります。

○議長（田村弘文君） 會田百合子議員。

〔4番 會田百合子君登壇〕

○4番（會田百合子君） 私もこれから健康事業にできる限り参加させていただきたいと思います。

以上をもちまして、私からの質問を終了させていただきます。

○議長（田村弘文君） 4番、會田百合子議員の一般質問を終わります。

これをもって、通告者全員の一般質問を終わります。

傍聴者の皆様には、長時間にわたり傍聴いただき、誠にありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午後 零時 17分